



宮 崎 県 公 報

平成22年3月31日 (水曜日) 号外 第 22 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

選挙管理委員会告示	頁	○平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	1
○不在者投票のできる施設の指定取消し……………	1	○平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………	1
		○公職選挙法等執行規程の一部を改正する告示……………	2

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号) 第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取り消した。

平成22年3月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

名 称	所 在 地	取消年月日
八田病院	延岡市柳沢町2丁目 1番地5号	平成22年3月17日
特別養護老人ホーム 寿幸園	宮崎市清武町木原52 32番地2	平成22年3月17日

宮崎県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第1項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成20年分の収支及び支出に関する報告書の要旨は次のとおりである。

平成22年3月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

(平成20年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 総括表の表中

いなだまさゆき後援会	H21. 3. 4	1,119,258	80,291	1,038,967	1,038,967	80,291	0	0	1,038,967
0	0	1,038,967	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1,038,967	1,038,967	0			

を

いなだまさゆき後	H21.	1,119,258	80,291	1,038,967	1,119,258	0	0	0	1,038,967
----------	------	-----------	--------	-----------	-----------	---	---	---	-----------

(その他の政治団体)

政治団体の名称 新しい仲間をつくる会
(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 岩下斌彦後援会
(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	197,008円
ア 前年繰越額	197,008円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

宮崎県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第1項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成20年分の収支報告書についていなだまさゆき後援会の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成22年3月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

援会	3. 4														
----	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

0	0	1,038,967	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

0	0	0	0	1,119,258	1,119,258	0
---	---	---	---	-----------	-----------	---

に改める。

公職選挙法等執行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成22年3月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

宮崎県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する選挙管理委員会告示

公職選挙法等執行規程（昭和58年宮崎県選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第11章 [略]</p> <p>第11章の2 選挙運動用自動車の使用等の公営（第61条の2～第61条の6）</p> <p>第12章～第15章 [略]</p> <p>（証紙の交付手続）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 交付を受けた証紙が法第142条第1項第1号若しくは第2号又は第2項に規定する枚数に達しないときは、県委員会は、証紙交付票に交付した証紙の枚数を記入して返すものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（写真の掲載）</p> <p>第47条 県知事選挙の選挙公報には、候補者の写真を掲載する。</p> <p>（掲載申請）</p> <p>第48条 候補者が法第168条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第21号様式の申請書に県委員会が交付する別記第22号様式の用紙に記載した掲載文2通及び同一写真2葉を添えて、県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（掲載文の記載方法）</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 氏名欄には、当該候補者の立候補の届出書又は推薦届出書に記載された候補者の氏名（令第88条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合においては当該通称）を記載しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>（掲載文の補正）</p> <p>第50条 県委員会は、前3条の規定に違反した掲載文の掲載申請があったときは、当該候補者に対し当該違反した部分の補正を命ずることができる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第11章 [略]</p> <p>第11章の2 選挙運動の公費負担（第61条の2～第61条の6）</p> <p>第12章～第15章 [略]</p> <p>（証紙の交付手続）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 交付を受けた証紙が法第142条第1項第1号、第2号若しくは第3号又は第2項に規定する枚数に達しないときは、県委員会は、証紙交付票に交付した証紙の枚数を記入して返すものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（写真の掲載）</p> <p>第47条 県知事選挙及び県議会議員選挙の選挙公報には、候補者の写真を掲載する。</p> <p>（掲載申請）</p> <p>第48条 候補者が法第168条第1項又は宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成22年3月宮崎県条例第7号。以下この章において「選挙公報発行条例」という。）第3条第1項の規定による申請をしようとするときは、別記第21号様式の申請書に県委員会が交付する別記第22号様式の用紙に記載した掲載文2通及び同一写真2葉を添えて、県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（掲載文の記載方法）</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 氏名欄には、当該候補者の立候補の届出書又は推薦届出書に記載された候補者の氏名（令第88条第8項（同条第9項又は令第89条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合においては当該通称）を記載しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>（掲載文の補正）</p> <p>第50条 県委員会は、前2条の規定に違反した掲載文の掲載申請があったときは、当該候補者に対し当該違反した部分の補正を命ずることができる。</p> <p>2・3 [略]</p>

(掲載文等の撤回又は修正)

第52条 候補者は、既に提出した掲載文を撤回しようとするときは別記第23号様式の申請書を、これを修正しようとするときは新たに記載しなおした掲載文を添えて別記第24号様式の申請書を、法第 168条第 1 項の期間内に、県委員会に提出しなければならない。

2 [略]

(掲載文の掲載順序を定めるくじ)

第53条 県委員会は、法第 169条第 5 項の規定によるくじを行う日時及び場所をあらかじめ告示するものとする。

(発行手続の中止等)

第56条 [略]

2 前項に掲げる事由が法第 168条第 1 項の規定により申請した候補者の全部について生じたときは、その発行手続は中止する。

(選挙公報の送付及び配布)

第57条 [略]

2 市町村委員会は、選挙公報の送付を受けたときは、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、当該選挙の期日前 2 日までに配布しなければならない。

第11章の 2 選挙運動用自動車の使用等の公営

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第61条の 2 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例(平成 6 年宮崎県条例第31号。以下「公営条例」という。)第 2 条又は第 7 条の規定の適用を受けようとする者は、公営条例第 3 条又は第 8 条に規定する有償契約を締結したときは、当該契約の締結後(立候補の届出前に当該契約を締結した場合にあっては、立候補の届出後)直ちに当該契約に関する書面の写しを添えて、公営条例第 3 条又は第 8 条の規定による届出をしなければならない。

2 [略]

(選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等)

第61条の 3 候補者(前条第 1 項の規定により届出をした者に限る。以下この章において同じ。)は、公営条例第 4 条第 2 号イ又は第 9 条の規定による確認を受けようとするときは、確認申請書を県委員会に提出しなければならない。

2 [略]

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第61条の 4 候補者は、前条第 1 項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第 2 項の確認書を、公営条例第 3 条の有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)又は公営条例第 8 条の有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(掲載文等の撤回又は修正)

第52条 候補者は、既に提出した掲載文を撤回しようとするときは別記第23号様式の申請書を、これを修正しようとするときは新たに記載しなおした掲載文を添えて別記第24号様式の申請書を、県委員会に提出しなければならない。

2 [略]

3 前 2 項の規定による申請は、法第 168条第 1 項又は選挙公報発行条例第 3 条第 1 項の規定による申請期限経過後においては、これをすることができない。

(掲載文の掲載順序を定めるくじ)

第53条 県委員会は、法第 169条第 5 項又は選挙公報発行条例第 4 条第 2 項の規定によるくじを行う日時及び場所をあらかじめ告示するものとする。

(発行手続の中止等)

第56条 [略]

2 前項に掲げる事由が法第 168条第 1 項又は選挙公報発行条例第 3 条第 1 項の規定により申請した候補者の全部については、その発行手続は中止する。

(選挙公報の送付及び配布)

第57条 [略]

2 市町村委員会は、選挙公報の送付を受けたときは、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、法第 170条又は選挙公報発行条例第 5 条に定める期日までに配布しなければならない。

第11章の 2 選挙運動の公費負担

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第61条の 2 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 6 年宮崎県条例第31号。以下「公費負担条例」という。)第 2 条、第 7 条又は第 11 条の規定の適用を受けようとする者は、公費負担条例第 3 条、第 8 条又は第 12 条に規定する有償契約を締結したときは、当該契約の締結後(立候補の届出前に当該契約を締結した場合にあっては、立候補の届出後)直ちに当該契約に関する書面の写しを添えて、公費負担条例第 3 条、第 8 条又は第 12 条の規定による届出をしなければならない。

2 [略]

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第61条の 3 候補者(前条第 1 項の規定により届出をした者に限る。以下この章において同じ。)は、公費負担条例第 4 条第 2 号イ、第 9 条又は第 13 条の規定による確認を受けようとするときは、確認申請書を県委員会に提出しなければならない。

2 [略]

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第61条の 4 候補者は、前条第 1 項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第 2 項の確認書を、公費負担条例第 3 条の有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)、公費負担条例第 8 条の有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)又は公費負担条例第 12 条の有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第61条の5 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書(第3項及び次条第1項において「使用証明書等」という。)を公営条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

2・3 [略]

(請求書の提出)

第61条の6 契約業者等は、公営条例第4条又は第9条の請求をしようとするときは、別記第24号の8様式の請求書に使用証明書等(燃料供給業者又はポスター作成業者にあつては、当該使用証明書等のほかに第61条の3第2項の確認書)を添えて、知事に提出しなければならない。

第21号様式(第48条関係)

[略]

公職選挙法第168条第1項の規定により選挙公報の掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

[略]

第22号様式(第48条関係)

[略]

第24号の3様式(第61条の2関係)

(その1) 選挙運動用自動車の使用等の契約届出書

[略]

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第61条の5 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書(第3項及び次条第1項において「使用証明書等」という。)を公費負担条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

2・3 [略]

(請求書の提出)

第61条の6 契約業者等は、公費負担条例第4条、第9条又は第13条の請求をしようとするときは、別記第24号の8様式の請求書に使用証明書等(燃料供給業者、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては、当該使用証明書等のほかに第61条の3第2項の確認書)を添えて、知事に提出しなければならない。

第21号様式(第48条関係)

[略]

公職選挙法第168条第1項(宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項)の規定により選挙公報の掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

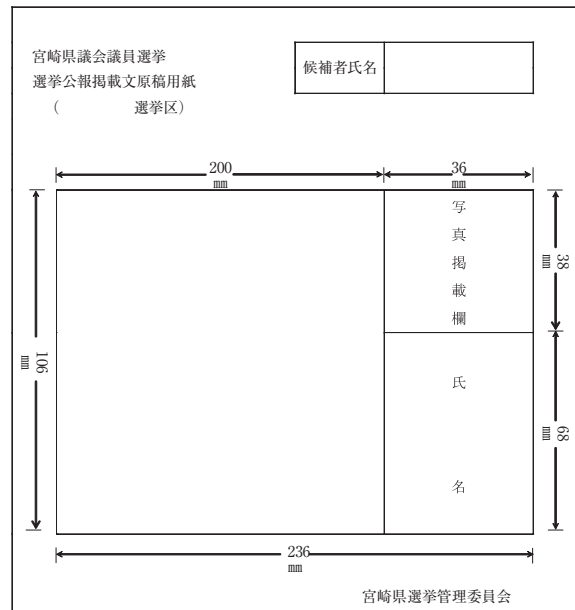
[略]

第22号様式(第48条関係)

(その1) 衆議院(小選挙区)・参議院(宮崎県選挙区)・知事選挙

[略]

(その2) 県議会議員選挙



第24号の3様式(第61条の2関係)

(その1) 選挙運動用自動車の使用等の契約届出書

[略]

(その2) ビラ作成契約届出書

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

宮崎県選挙管理委員会委員長(氏名) 殿

(その2) ポスター作成の契約届出書

[略]

第24号の4様式 (第61条の3関係)

(その1) 自動車燃料代確認申請書

[略]

次の自動車燃料代につき、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

[略]

(その2) ポスター作成枚数確認申請書

[略]

次のポスター作成枚数につき、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

[略]

第24条の5様式 (第61条の3関係)

年 月 日執行 何 選挙 (何 選挙区)
候補者氏名 ㊤

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 額	

(注) 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

(その3) ポスター作成契約届出書

[略]

第24号の4様式 (第61条の3関係)

(その1) 自動車燃料代確認申請書

[略]

次の自動車燃料代につき、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

[略]

(その2) ビラ作成枚数確認申請書

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 (氏 名) 殿

年 月 日執行 何 選挙 (何 選挙区)
候補者氏名 ㊤

記

1 契約年月日 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

(注) 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から県選挙管理委員会に提出してください。
2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

(その3) ポスター作成枚数確認申請書

[略]

次のポスター作成枚数につき、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第13条の規定による確認を受けたいので申請します。

[略]

第24条の5様式 (第61条の3関係)

(その 1) 自動車燃料代確認書

[略]

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第 4 条第 2 号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

[略]

(その 2) ポスター作成枚数確認書

[略]

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第 9 条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

[略]

第24号の7様式 (第61条の5関係)

[略]

(その 1) 自動車燃料代確認書

[略]

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

[略]

(その 2) ビラ作成枚数確認書

ビラ作成枚数確認書

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 9 条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

宮崎県選挙管理委員会
委員長 ㊟

記

1 年 月 日執行 何 選挙 (何 選挙区)

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

- (注) 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、宮崎県に支払を請求することはできません。

(その 3) ポスター作成枚数確認書

[略]

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 13 条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

[略]

第24号の7様式 (第61条の5関係)

(その 1) ビラ作成証明書

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 何 選挙 (何 選挙区)

候補者氏名 ㊟

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

- (注) 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が宮崎県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、宮崎県に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づ

第24条の8様式 (第61条の6関係)

(その1) 選挙運動用自動車

[略]

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

[略]

く公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数 130,000枚

(2) 限度額

ア 確認された作成枚数が 50,000枚以下の場合

7円 30銭 (単価) × 当該作成枚数 = 限度額

イ 確認された作成枚数が 50,000枚を超える場合

365,000円 + 4円 88銭 × (当該作成枚数 - 50,000枚)

当該作成枚数

= 単価...1円未満の端数は切上げ

単 価 × 確認された作成枚数 = 限度額

(その2) ポスター作成証明書

[略]

第24条の8様式 (第61条の6関係)

(その1) 選挙運動用自動車

[略]

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

[略]

(その2) ビラ

請 求 書
(ビラの作成)

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日
宮崎県知事 殿

住 所
氏名又は名称
(法人にあってはその代表者の氏名も) ㊞

記

1 請求金額 _____円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 何 選挙 (何 選挙区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ		
口座名義人		

(注) 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、宮崎県に支払を請求することはできません。

3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書
(ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	
(A)	(B)	(A)×(B)=(C)	(D)	(E)	(D)×(E)=(F)	(G)	(H)	(G)×(H)=(I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

(注) 1 (D)欄には、次に算出した額を記載してください。

<p>(その2) ポスター</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における<u>選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第9条</u>の規定により、次の金額の支払を請求します。</p> <p>[略]</p>	<div data-bbox="852 202 1409 523" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円30銭</p><p>(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合</p>$365,000円 + 4円88銭 \times \frac{\text{当該作成枚数} - 50,000\text{枚}}{\text{当該作成枚数}}$<p>…… 1円未満の端数は切上げ</p><p>2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。</p><p>3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。</p><p>4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。</p></div> <p>(その3) ポスター</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における<u>選挙運動の公費負担に関する条例第13条</u>の規定により、次の金額の支払を請求します。</p> <p>[略]</p>
<p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行する。</p>	